

原義保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 規 制 発 第 7 0 号
令 和 6 年 4 月 1 日

各 警 察 署 長 殿

継 続

有 効	令和11年3月31日まで
企画調査係	

交 通 部 長

道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて（通達）

見出しの件については、国土交通省住宅局建築指導課長及び市街地建築課長から各都道府県建築行政主務部長宛てに別添1のとおり通知（以下「国土通省住宅局通知」という。）が発出されたことを受け、道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可については、下記のとおり対応することとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達に関しては、警察庁において国土交通省住宅局、同省道路局及び消防庁と調整済みであること並びに国土交通省道路局路政課長から各地方整備局道路部長等に対し別添2の通知が、消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長等に対し別添3の通知がそれぞれ発出されていることを申し添える。

記

1 連絡協議会における適切な対応

国土交通省住宅局通知のとおり、道路の上空に設ける通路について県（又は市町）に建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第4号の許可の申請があった場合には、警察署長、消防長又は消防署長、道路管理者及び県（又は市町）からなる連絡協議会が設けられることから、警察署長は、同協議会において交通の安全と円滑を確保する観点から必要な参画を行い、道路使用許可の運用について十分な調整を図ること。

2 道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の判断要領

道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の可否の判断に際しては、1の連絡協議会等を通じて当該通路の設置が国土交通省住宅局通知に適合するものであるかを確認し、同通知に適合するものである場合には、原則として、必要な条件を付して当該通路の設置を許可すること。この際、国土交通省住宅局通知に掲げられた事項のうち、交通の安全と円滑に係る事項については、警察署長において主体的に審査を行うこと。

R06-330

【継続措置状況】

初回発出日：平成30年 7 月19日

（有効期間：令和 6 年 3 月31日）

（別添省略）